

香美市子育て世帯新築住宅取得支援事業

補助金に関するFAQ

交付申請

Q1 申請書は、どこで入手できるか。

A1 市役所3階の企画財政課（4番窓口）で受け取るか、市ホームページの申請書データをダウンロードしてください。

Q2 申請書の受付期間はいつか。

A2 令和6年4月1日から令和7年2月28日までとなっていますが、予算額に達すると、受付を終了します。

Q3 申請書は、住宅が完成後に提出したらいいのか。

A3 既に完成している住宅は、対象になりません。住宅建設請負契約の締結後から竣工までの期間、または建売住宅売買契約の締結後に申請書を提出してください。

Q4 長期固定金利型住宅ローン【フラット35】を利用しなくても補助金の対象となるか。

A4 住宅ローンを利用しなくても補助の対象となります。

補助対象者

Q5 申請者又はその配偶者の補助条件にいずれかが40歳以下となっているが、いつが基準日となるのか。

A5 申請日の時点で40歳以下であれば補助対象となります。

Q6 自治会に加入するにはどこに申請したらいいのか。

A6 所在地の自治会長に加入の意思を伝えてください。

Q7 10年以上継続して居住する意思のある方と補助条件になっているが、10年以内に転勤や子どもが他県へ進学した場合は補助金を返還しないといけないのか。

A7 転勤や子どもが他県へ進学した場合は、特別な事情に該当していると考えられるため補助金の返還をする必要はありません。

Q 8 建物を共有名義とする場合、複数人での申請となるのか。

A 8 補助金の申請者は代表者のみとなります。

補助対象住宅

Q 9 中古の建売住宅は補助の対象外となるのか。

A 9 本事業では、新築住宅のみを補助対象としており、中古住宅は補助対象外としています。

竣工時期

Q 10 新築住宅の完成の時期は、いつまでで良いのか。

A 10 実績報告書の添付書類として登記事項証明書の写しを提出していただくこととなります。実績報告書の提出期限は、3月31日までとなっていますので、3月上旬には竣工していることが必要となります。

補助金の額

Q 11 香美市内に事業所を有する施工業者に一部の工事をしてもらえば、加算の対象となるのか。

A 11 工事請負契約書の施工業者の住所が香美市内の住所であれば加算の対象となり、40万円の補助金となります。